○警備業法及び探偵業の業務の適正化に関する法律に基づく行政処分の公表事務取扱要領の制定について

令和４年３月15日

道本保第4485号

／警察本部各部、所属の長／警察学校長／各方面本部長／各警察署長／宛て

警備業法（昭和47年法律第117号）及び探偵業の業務の適正化に関する法律（平成18年法律第60号）に基づく行政処分の公表については、「警備業法及び探偵業の業務の適正化に関する法律に基づく行政処分の公表事務取扱要領の制定について」（平24．２．15道本生企第4867号。以下「旧通達」という。）により行ってきたところであるが、引き続き、警備業及び探偵業の適正な実施を図り、需要者である道民を保護する必要性があることから、一定の行政処分を受けた警備業者及び探偵業者について、その行政処分の内容を公表することとし、別添のとおり、警備業法及び探偵業の業務の適正化に関する法律に基づく行政処分の公表事務取扱要領を定めたので適正な運用に努められたい。

なお、旧通達に基づき作成された様式については、改正前の旧通達により保存し、保存期間が経過した後廃棄すること。

別添

警備業法及び探偵業の業務の適正化に関する法律に基づく行政処分の公表事務取扱要領

第１　趣旨

この要領は、警備業者及び探偵業者が行った法令違反行為に関し、北海道公安委員会及び方面公安委員会が行った指示、営業停止命令、認定の取消し、営業廃止命令について、公表する要件、手続等について必要な事項を定め、適正な公表事務に資するものとする。

第２　公表の基準等

１　公表の対象となる行政処分

公表の対象となる処分（以下「公表対象処分」という。）は、北海道公安委員会及び方面公安委員会が行った、次のいずれかに該当する処分とする。ただし、指示については、当該被処分者が過去３年以内に指示を受け、又は過去５年以内にその他の処分を受けた場合に限る。

⑴　警備業法（昭和47年法律第117号）に基づく処分

ア　法第８条の規定による認定の取消し

イ　法第48条の規定による指示

ウ　法第49条第１項の規定による営業停止命令

エ　法第49条第２項の規定による営業廃止命令

⑵　探偵業の業務の適正化に関する法律（平成18年法律第60号）に基づく処分
ア　法第14条の規定による指示
イ　法第15条第１項の規定による営業停止命令
ウ　法第15条第２項の規定による営業廃止命令

２　公表する内容

公表する内容は、次に掲げる事項とする。

⑴　認定証番号又は探偵業届出証明書番号
⑵　被処分者の氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）及び主たる営業所の所在地
⑶　当該処分に係る営業所の名称及び所在地
⑷　処分の内容
⑸　処分年月日
⑹　処分の理由及び根拠法令
⑺　処分を行った公安委員会

３　公表の方法

公表は、次の方法により行う。

⑴　北海道警察本部及び方面本部に、公表内容を記載した行政処分公表票（別記第１号様式）を備え置き、閲覧に供する。
⑵　北海道警察ホームページ及び方面本部ホームページに公表内容を掲載する。

４　公表の期間

公表の期間は、当該処分の行われた日から起算して３年間とする。

第３　公表の手続

１　警察本部保安課（以下「本部主管課」という。）は、北海道公安委員会が行った公表対象処分について、次のとおり手続を行う。

⑴　対象行政処分の決定があったときには、「行政処分公表票」を作成する。
⑵　作成した「行政処分公表票」は、警察本部閲覧コーナーに備え置き、一般の閲覧に供するとともに、北海道警察ホームページに、その内容を掲載するものとする。

２　方面本部生活安全課（以下「方面主管課」という。）は、当該方面公安委員会が行った対象行政処分について、次のとおり手続を行う。

⑴　対象行政処分の決定があったときには、「行政処分公表票」を作成する。
⑵　作成した「行政処分公表票」は、当該方面本部閲覧コーナーに備え置き、一般の閲覧に供するとともに、当該方面本部ホームページに、その内容を掲載するものとする。

３　北海道公安委員会又は方面公安委員会が、北海道内の他の方面に、主たる営

業所を有する者に対して営業停止命令の行政処分を行ったときは、次のとおり手続を行う。

⑴　当該主管課は、自方面における公表手続に合わせ、主たる営業所を管轄する本部（方面）主管課に行政処分公表票の写しを送付する。

⑵　送付を受けた主管課は、自方面における公表手続と同様の手続きを実施する。

第４　公表事務の管理

本部主管課及び方面主管課は、行政処分公表管理簿（別記第２号様式）に、公表の始期、終期等必要事項を記載することにより、経過を明らかにして、事務を管理するものとする。

また、方面主管課は、行政処分公表票を作成の都度、写しを本部主管課に送付するものとし、本部主管課は、これにより方面本部の公表状況を掌握する。

第５　他の公安委員会との関係

１　他の都府県公安委員会への通知

北海道公安委員会又は方面公安委員会が、他の都府県に主たる営業所を有する者に対し、営業停止命令の行政処分を行ったときは、本部主管課は、当該主たる営業所の所在地を管轄する都府県公安委員会に、「行政処分公表票」の写しを送付することによって通知するものとする。

２　他の都府県公安委員会が行った行政処分の公表

他の都府県公安委員会から、北海道内に主たる営業所を有する者に対し、営業停止命令の行政処分を行った旨の通知を受けた場合は、北海道（方面）公安委員会が、公表対象処分を行った場合に準じて公表することが出来るものとする。

※　別記様式は省略